平成２８年（フ）第７７７号
千葉県柏市豊四季231番地52　プレジール太田101号
債務者　羽澤　　蘭（旧姓田澤）
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月６日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第７８７号
千葉県松戸市八ケ崎８丁目24番地の13　モンジュール馬橋215号
債務者　瀧野　裕己
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月６日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第７９０号
千葉県柏市柏６丁目５番31号
債務者　増田　幸男
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月６日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第３号
静岡県富士宮市豊町６番12号
債務者　渡邉　祐子
1　決定年月日時　平成29年２月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月６日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第４号
山口県宇部市大字上宇部332番地５
債務者　米原　　武
1　決定年月日時　平成29年２月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月６日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２８年（フ）第２２８号
秋田市山手台２丁目19番地３
債務者　出口　　明
1　決定年月日時　平成29年２月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１１２号
茨城県日立市東成沢町３丁目２番28―102号、前住所茨城県日立市中丸町２丁目19番14号
債務者　小平　佳範
1　決定年月日時　平成29年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２８年（フ）第１８５号
滋賀県東近江市林田町1287番地１　プラムハイツ101号室
債務者　吉川美由紀
1　決定年月日時　平成29年２月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２９年（フ）第１号
京都府亀岡市宮前町猪倉椿原２番地15
債務者　高田　尚志
1　決定年月日時　平成29年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２９年（フ）第２号
京都府亀岡市宮前町猪倉椿原２番地15
債務者　高田紀世実
1　決定年月日時　平成29年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２９年（フ）第３号
京都府亀岡市篠町篠下西山13番地187
債務者　河原　恵美
1　決定年月日時　平成29年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２９年（フ）第５６号
神戸市東灘区西岡本４丁目11番13号
債務者　北野　陽子
1　決定年月日時　平成29年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６９号
神戸市灘区記田町２丁目２番26号
債務者　堤　　亮平
1　決定年月日時　平成29年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１５号
兵庫県尼崎市名神町２丁目４番20号　クローバーメゾン607号、前住所兵庫県尼崎市久々知１丁目５番25号　戸田方
債務者　井伊　愛子
1　決定年月日時　平成29年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第４３号
山口県萩市大字江向249番地、前住所山口県萩市三見1858番地
債務者　井上萬暉子
1　決定年月日時　平成29年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２８年（フ）第４３号
大分県日田市下井手町49番地１
債務者　中野　敏朗
1　決定年月日時　平成29年２月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２９年（フ）第４号
大分県日田市大字渡里996番地４
債務者　松本めぐみ
1　決定年月日時　平成29年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２８年（フ）第４０４号
愛知県刈谷市野田町西田１番地１　市営西田住宅Ａ棟205号
債務者　安江　　茂
1　決定年月日時　平成29年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月29日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係